

アップがあまりできていないということで、そこをもうちょっときちんと、今後はするべきだろうなという感じはしています。

丸山

フォローアップに関しては、民事は一応相談が終わってから、事件の性質上必要なときはやって、弁護士の先生から指導していただいているというのは事実です。だから、それはやっているとありますが、報告書に目を通してチェックするところまではいってないというふうに思います。

椽川

守秘義務との関係で、難しいところがあるとは思いますが、やはり、そこでの成果というのが全体に共有できるように何かアウトプットというのは、必要だと思います。どういう事件が何件あって、どのような処理をしたかが、一覧できるようなものが出れば良いのですが。

もうちょっと進めて、例えば学生に対する指導上の問題であるとか、あるいは学習の内容との関係でどういうふうに連携が取れているかとか、取れていないとか、どういう課題があるとか、といったようなところがアウトプットとして出てくると、また、クリニックとしては一段階進化した形になると思うのですけれども。どうしたらいいかという具体論になると難しいと思うのですけれども。

特に地方自治・人権に関しては、研究所のアウトプットという点でもそういうところは大事だろうと思いますし。

阿部

いまの点ですけれども、来年、大学基準協会の認証評価を受けるので、今年、本格的な作業を始めなければいけないですね。その際に、全ての科目がそうですけれども、もちろんリーガルクリニックのあり方も、これまでの記録を踏まえて、全部洗い出すことになります。その結果を、単に基準

協会に提出するだけではなくて、内部向け、あるいは外部向けに加工して発表できるかなと思って
います。

国際人権クリニックですけれども、私は、だいぶ異質な人間で、そんな輩が委員長をやっていると
いうのはおかしいのかもしれませんが、異質な人間なりに、法についての考えはもっているつもりで
す。法というものがどういう場で機能しているのかを考えたときに、法科大学院では、裁判あるいは
裁判所を中心に考えますね。つまり裁判中心主義です。そして、そこで機能しているのは国内法とい
うことで、国内法中心主義でもあります。端的に言って法律中心主義的な考え方が日常に浸透してい
て、そういうものを三年間刷り込まれて学生たちは出て行くことになります。

ただ、法というのは、裁判所においてのみ機能しているわけではなくて、法律の専門家が必要とさ
れるのも裁判という場だけではないわけです。現に、裁判外紛争処理手続の重要性は、私は裁判に負
けるものではないと思っています。同時に、グローバル化した社会になってますますそうなってきました
したが、経済の領域だけでなく、人権の分野とか環境の分野におけるルールづくり、制度づくりも、
世界的に行われているのですね。そのことから日本は自由でいられなくて、国内法も直接、間接に、
国際法のあり方に影響を受けているというところがあります。

ただ、グローバルなルールや制度は一体誰が決めているのかということなのですけれども、いま
までの私たちのあり方は、明治以来、対外的につくられたものを吸収して、それに適応するように国
内法を変えていくということで、一方的に受身のままだったですね、国際的な法や制度の創造の場に

日本からも法律家を出してくれと言われても、なかなかそういう力をもつ人が養成されてこなかった。これまでの法曹養成のあり方に、致命的といえるほどの問題があったと思うのです。でも、グローバル社会の中で日本が置かれている地位などを考えれば、日本からも国際的な法制度づくりに貢献できる法律家を送り出していくことは、本当に大きな要請になっていると思うのです。そういうことに少しでも貢献できるようにと願って、国際人権法に関する授業、あるいはクリニクを構想しました。

理念は大きいのですが、とはいえ、クリニクでこれまでやってきたことは実に地道なものでした。その中で再確認させられたのは横浜には何と多彩な人間がいるのかということでした。国際人権クリニクをやっていると、そのことが実によく分かります。もちろん民事もそうでしょうけれども、こういうような人がここに住んでいるのかとか、こういうことで悩んでいるのかということ、驚きをもつて経験できる。しかも、法律の解釈だけでは対応できない。そういう問題ばかりが持ち込まれてくるというのが、これまでの経験でした。

主に外国人の在留に関する問題、あるいは、外国人の権利に関する問題でしたが、総じて、入管法であるとか、外国人登録法であるとか、あるいは、場合によっては民法とか、法適用通則法といったようなものを、総合的に動員しながら、いかに目の前の問題に対処するかという、非常に先端的な、実践の場になってきたと思います。しかも、国際人権クリニクは必ずしも一回の相談では済みません。本当に困っている人が来るので、区役所や法務局に付き添って行かなければいけなかったり、そういうことがあるのです。付き添って行くのに別に弁護士資格は要りませんから。

鈴木
阿部

時間的に遅いんですね。

そうですね。

上申書とか陳述書を書いたり、書くのを手伝ったりして、非常に人間味あふれるというか、苦勞が多いと言ったら語弊がありますけれども、そういうクリニックですね。

国際人権クリニックには、横浜弁護士会の先生方が制度的にかかわってくださっています。毎回いろいろな方がいらして、学生にとっては実に刺激のある勉強をさせていただいていると思います。

お医者さんもそうですね、弁護士の方にも特徴があり、同席させていただくと、違いというのがとてもよくわかります。弁護士の方も大変だなと思うんですね、見られているわけですから。でも、そういう場に多くの弁護士の方が来てくださって、協働しながら、寄せられた問題と一緒に答えるところをやっています。

もっとも、言葉の問題があつて、主にスペイン語であるとか中国語が必要とされているのですが、それに応えられる体制がまだこちら側にはない。これまでは通訳を連れてきてもらうという形にしていたので、そのところがネックになって、二の足を踏んでいる方が潜在的にいらつしやると思います。つまり、これからはもう少し日本語以外の言語、英語以外の言語で宣伝し、それに応ずる通訳もつけて、そして何といつても高度の専門性を備えた弁護士の方を、人権法のクリニックでは用意する。そうすることで、さらに教育効果、実践味がアップしていくのではないかと思っています。

丸山

そういうような意味でも、学内事務所で養成していくということは意義があるかもしれないですね。

さつき拡大再生産というような言い方をしましたけれども。

鈴木 横浜弁護士会のメーリングリストをよく見てみると、わりあい国際人権の問題が出てきていますよね。担当している人は、若い人が熱心にやっている。

外国語の通訳の名簿は裁判所では目録を作っているでしょう。

高橋 弁護士会にもありますよ。弁護士会の法律相談センターで用意してあります、一定のリストは。

鈴木 そうですか。では対応できるでしょう。

間部 伺っていて、民事クリニックのほうで反省しますのは、私の場合、継続相談というのを意図的に追求するということを特になかったんですね。ただ、人権の話なんかを伺うと、一回だけでは見えてこない部分について、もし話し合いをして、それで「なお課題が解消されない場合には、もう一回来てください」というのを意図的に言ってみるかなというようなことはちよつと感じました。

同意書を毎回読み上げるわけですけれども、そこに「受任はいたしません」というように書いてあるので、そこが一つの前提になっていきますけれども、一回ぼつきりというわけでもかまわないわけですから、同じテーマについて、また来てくださっても結構ですよというのを、もうちよつと伝えてみるかなというのをいま感じました。

阿部 人権クリニックの場合は、学生たちが、「これは放っておけないんじゃないか」となるんですよ。放っておきたくない、と思っっているんですね。それは、ある意味での正義感のあらわれだし、世界的不条理に対して自分が行動を起こしていきたいということのあらわれですから、一回の相談で終わり

ですよとは、とても言えなくて、むしろそういう意思、意欲を汲み上げていく。それを次の行動につなげていくことがクリニックの醍醐味だと思っっているのです。無料でやっているからこそ逆に、融通無碍に発展させられるという強味が、私たちのクリニックの隠れたいいところだと思っています。

丸山 受任の問題が出てきましたけれども、これはいままでやらないということが建前で、一件だけ鈴木先生おやりになりましたね。

鈴木 やらないという建前でなくて、非常勤の三宮弁護士さんと本間弁護士さんだけは受けていただけることになっていますよね。

丸山 でも、学内で受けるわけではなくて、大学とは別個の関係で、個人の弁護士として受けるということですから、学校が責任を負うということではありませんから。

鈴木 そうそう。

丸山 一件だけ鈴木先生が学生と最後までおやりになりましたけれども。

鈴木 あれは春休みか何か、時間があつた時期で、相隣関係の事件でしたが、学生も一生懸命に協力してくれたので解決できました。学生も勉強になったでしょう。

丸山 受任するということは学生がどう参加するかということ。なかなか難しい、恒常的な拘束になりかねないので。たまたまあれは春休みで、うまいこと和解のところまでいったのでよかったですけれども、その問題は、事務所をつくった場合でもそうでしょうけれども、どういうふうな学生に割り振りするかというのも、難しい問題が出てくるのではないかと思います。

阿部

クリニックについて、ここ一、二年の間に各大学の取り組みの成果が蓄積されてきて、その中でいろいろと、各大学が抱えている問題点が浮き彫りになってきました。共通のものでもあり、特殊なものもあります。

神大のクリニックをやっている場合でも、他大学との連携によってやりやすさが倍加することもあると思います。ですので、神大のクリニックの成果は、悩みも含めて、他大学に提供し、協力できる土俵をどんどんと広げていければと考えています。

ただ、司法試験との関連で考えた場合に、学生たちがどれだけクリニックにやってくるかという点で不安なところもあります。幸いなことに神大ではクリニックの評価が高いですね。学生たちに人気があるということなのですけれども、司法試験の圧力によって、クリニックに対する学生たちの見方が変わってくる可能性もあると思うのです。

そこで、学生たちの立場も考えながら、クリニックをどこまで広げていくかということを考えなくてはいけないのですが、そこも他大学と連動し合いながらだとも思うのです。

もう一点だけ、司法試験の圧力との関係で言うと、鶴藤さんがかなり前の発言でおっしゃったとおり、試験のあり方自体が問題なのですけれども、合格者の人数が増えないということであれば、各法科大学院が横につながって対策を打ち出していくことが大切になります。受験生をあまり出さないため、入り口の段階で入学定員を減らし、中途、そして卒業の段階でまた絞っていくという形で、法科大学院が横の連携をして、司法試験の実質的資格試験化に向けて動いていかなければいけないと思う

のです。このあたりは、神大としても一方的に他大学の動向に乗っかっていくだけでなく、中小のロースクールの一員として積極的に発言していかねばいけない。そう思っています。

刑事クリニク

問部

一点、リーガルクリニクと、もう一つエクスターンシップというのがあります。課題として言うておきますと、一週間という現状があるわけですが、これは法科大学院の理念ということを念頭に置いて考えた場合に、期間として適正なのだろうか。それが一つ。

それと、行ったところで、法律事務所で、刑事事件について、事件記録を見せてもらえるのだろうか。実際には難しい実情にある。それから、他方で、民事裁判に出かけた場合に、修習生はバーの中に入れるけれども、法科大学院の学生の中には入れない。それから、調停なんかは、双方代理人は了解しているのに、裁判官の申し合わせによって調停の部屋には入れないことになっている。それから、破産事件の債権者集会なんかに連れて行ったところ、債権者は全然来てなくて、裁判所と破産の当業者と管財人と、そのくらいなんだけれども、裁判官が入れることを認めてくれなかった。そういうケースがいろいろ聞かれるわけです。

そうすると、法科大学院の学生の地位とは一体何なのか。これは、先ほど来の議論とはちよつと違った切り口の問題として、法科大学院に何が期待されているのかというのが、大きな柱であると思

うのです。これ、実は、審議会意見書の中で、決して詰められていたとは言えない。実際スタートしてしまつたので、生まれてしまつた子どもがどれだけ認知をされているのかという問題で、「認知してくれよ」と言つても、「知らない」と言われているような、そういう妙な空間がいま招来していると思ふのです。エクスターンシップの充実を図るべきなのか、それとも、もうこれでよしとするのか。もし、こんな不十分なことがあつたとしたら、恐らくエクスターンシップへ行つても魅力を感じずる学生というのは減るのではないか、というような危惧を持つわけです。

我々のほうとしては、法科大学院の学生の地位を高めるためにどうしたらいいのか。これは、本学だけの問題ではなくて、さつき連携の問題を言われましたけれども、法科大学院の共通の問題だと思ふので、これについての理論的な議論というものをぜひやっていただきたい。この問題に関しては、受け入れ側の弁護士会でも議論をお願いしたいとは思つているのですけれども、それ以上に法科大学院の側がエクスターンシップをこういうものとして評価していききたいという考えを整理して打ち出すということが必要なのではないでしようか。

阿部

刑事クリニックをもし新設するのであれば、同じ問題が現在も……。

丸山

刑事についてご意見をお伺いしたいのですけれども。

永野

刑事クリニックですが、刑事弁護部門だけではなく、訴追側の檢察の方についても前向きに検討したらどうかと考えます。檢察庁の方、対応できる職員、施設、ゆとりがあるので、活用したらよいのではないかと思ふ。

間部

いまのお話で思い出したのですが、刑事クリニックというと、刑事弁護だけを想定しちゃうんですが、アメリカかカナダか、どこかでは、検察のクリニックというのがあるらしいのですよ。アメリカですかね。検察官が、これは起訴する、これは起訴しないという、その悩ましいところをロースクールの学生に体験させる。そういう刑事クリニックというのをやっているという報告を聞いたことがあるんです。そうだとすると、いま先生ご指摘のように、刑事弁護のクリニックということだけで考えると、検察官の論文が出て、刑事局の目的外使用というところで、ロースクールの学生に、基本的検知から見せることも、消極というのはあるけれども、もっと踏み込んで、検察のクリニックというところまで構想したとしたら、見え方は随分違ってくると思います。

永野

そうですね。検察は、刑事事件について起訴・不起訴を判断、決定する。刑事裁判は起訴によって始まる。弁護士は、刑事弁護の場合、起訴されるか、不起訴処分を持ち込めないか、起訴前の弁護をいかに行うかが、重要な職責となる。学生に、是非、刑事事件について捜査を遂げ起訴・不起訴の判断、決定について、実際に経験させる機会を与えたいと考えます。

阿部

早稲田で不起訴にしたんじゃないかと思うのですが。

間部 あれは実務教員である弁護士が当番弁護士として出勤するのについていって、当番弁護士が受任した事件を学生と一緒に、勾留の是非を争ったりなんかして、勾留を却下させたり、不起訴にさせたという話ですね。

永野先生といまやり取りしているのは、検察のクリニックという発想です。検察庁に向かって、検

察クリニツクをやっていただけかもしれませんかという申し入れをして、先生に内部で応援演説をやつてもらえるというのがあります。とだと思ひます。

永野 横浜から伺いましたけれども。

鈴木 民事のクリニツクの事件処理と同じだから、検察官の事件処理も同じと考えております。

間部 検察クリニツクというのもあり得ていいと思ひますよ。

椽川 ただ、刑事法のこととはよくわかりませんが、やつぱりそれは英法の私人起訴の伝統というのがあつての話のような気もするんですね。つまり、起訴のところにもともと、国家ではなく私人がいて、それは大陪審と称するものですが。という伝統があるところでは受け入れやすいんぢらうと思ひますが。

永野 日本でも、裁判員制度の発足に向け、検察も組織をあげて国民に喧伝している。それは、裁判だけでなく、起訴・不起訴処分の是非を判断する検察審査会制度についても注目されより民意を反映すべくその充実が図られようとしている。そのような時期に、法曹を養成する法科大学院での刑事クリニツクに、訴追側の検察関係のクリニツクも導入するという考えは、通らない考えではないと思ひます。

椽川 もう一つには、要するに大学が信用されないという問題があると思ひます。つまり、個人情報や捜査情報などの管理について、大学というのはそういう問題について、ルーズでもいい、むしろそういうところであるべきなのである、極端なことを言えばそういう考え方もあつたわけですから、それを裁判所なり検察庁なりから見れば、そんなところの所属の者を自由にに入れるわけにはいかないとい

うことになると思うのです。ですから、それは、法科大学院としての、いわば内部統制の問題でもあるので、それはこちらできちんと体制を組んでいるというのを示してやらないと、なかなか受け入れてもらえないのではないかなという気がするのです。

丸山

刑事クリニックについても、ある方向性が見えてきたように思いますけれども、ただ、学生の位置づけが問題だということで、学生を裁判実務に関与させる場合の準則を学生実務規則という言い方をするんですが、それについては、早稲田大学の報告書の中で、現行法の中でどこまでできるかという分析がなされていて、かなりできると思うのですけれども、なお、正面きつて制度化してないので、それに向けて働きかけをしていくということは、クリニックにとっては大事な課題だというふうに思いますね。

クリニックがいまあまりいい傾向になくて、全体の中で司法試験がこういう状況になったので、早稲田大学ですらクリニックの参加者が減ってきているという現状があるようです。

森田

この二月に大宮法科大学院でシンポジウムがあって、助言者で行ったのですけれども、当然ながら大宮は非常に力を入れている。早稲田の人なんかも来ていましたけれども、あのあたりが、やっぱり特に力を入れていて、事件追跡型でやりますから、これはもう一件何十時間とかかるわけですよ。今年あたりの成績が、そういったところがどう出るのかということによって、やはり学生の姿勢というのは結構敏感に反応するかなという感じもあって、その辺はやや不安はありますけれどもね。

安達

今回は時期を逃してしまったのですが、法務省でインターン生を募集しているんですね。それにト

ライしてやっていくというのは可能性がある。

それから、自治体インターンシップのほうもありまして、これは現に昨年の夏に、横浜市のほうから募集があり、建築審査会という不服申立ての審査をする事務を担当する課の実習生ということで、特に法科大学院の学生に来てほしいという指定があつて、二人行つたんです。

自治体関係の地方自治インターンシップというふうなものもありますので、そういう選択肢を広げていく必要があるかと思ひます。ただ、これは単位にならなかつたんですけれども、今後はなるべく単位になる方向で検討するべきではないかと考えているところです。

丸山　　そういう、制度的な支援をすることも必要ですね。

鈴木　　そういう問題が発生したときに、一定の期間ではなくて……

安達　　一〇日ずつ二人行つたんです。私のほうに個人的に、誰かいないかというふうな横浜市の担当の人から問い合わせがあつたので、募集していることがわかつたんですけれども。

阿部　　それは毎年あるのですか。

安達　　たぶん毎年あります。

学生評価——入口の問題

丸山　　それでは次の話、学生の問題と将来の問題が絡むと思ひますが。

学生評価というか、学生定員も含めて学生の問題を考えていくことにしましょう。例えば合格率との関係で、学生の質が本来予定されていたようなレベルで維持されているかどうか、また、学内的にもそういう評価を、そういう人たちに対してどうするかという問題が、非常に大きな問題として残されているし、先ほどお話に出ていたような、関東学院で定員を半減したというようなこともあって、入り口で減らす、出口できちんと審査する。それによって、実際、司法試験の受験生が四千ぐらいで合格者が三千ということであれば非常に適正な状態になると思うのですけれども、そういう問題についてどう考えるかということを少し議論しておいたほうがいいんじゃないかと思えますけれども。いかがでしょうか。

まず、この大学での評価の問題。私は、今年全員卒業させてしまったということがとっても気になるんです。三五人卒業させて、何人受けるかわかりませんが、実際に多くの人が受けた場合に、合格率が極めて低いということになるので、将来に禍根を残すような影響が生まれるのではないかと、いうようなことも考えているんですけれども。今年が終わったことですけれども、今後どうするかという問題で、やはり、入れるところの問題と同時に、入った後の、出すところの問題をどうするのか。それについて少し合意を形成しておいたほうがいいんじゃないかなという気がするんですけれども。どうでしょうか。

椽川

それはやっぱり、まず前提として、個々の科目の評価方法をきちんとするとか、評価の基準、方法というのを統一しておかないといけない。それをしないで、卒業判定だけ厳しくするということはで

きないということになります。

鈴木

要するに、入り口の問題として、選別の方法としていまのやり方があれでいいのか。

丸山

では、ちよつと議論を分けますか、入り口の問題と。いま橡川先生は中の問題を言われた。

では、入り口から検討してみましようか。

鈴木

入り口では、結局は、適性試験と、在学中の成績と、小論。主にその三つで判断しているような感じですよ。小論は、私はいいと思うのですけれども。適性試験と在学中の成績との関係はどうですかね。私はどちらかというに適性試験の方に重きを置いて判断しているのですが。

橡川

適性試験が一体どういう力をはかっていて、またそれが法科大学院の成績とどう連動するのかわかっている、これは、原理的に、単独の大学では調査できないことですので、これは、いま日弁連でやっている、全国的な、抜き取りの調査なのですから、これは、十数校に協力を求めています。

鈴木

日弁連法務研究財団では三つに評価した結果が出てきていますよね。

橡川

ええ。いまやっている最中だと思うのです。まだデータを集め終わったばかりのところ、夏までにその評価が出てくると思いますので、それを待たないと何とも言えないところがあるかと思えます。

矢口

うちの大学の、去年の卒業生だけでも、何らかのデータをつくってみるとい話だったので、それはできていないんですか。

鶴藤

何となく一覽表めいたものは出たんですけれども、いま橡川先生のほうから、統計的にはちよつと、という趣旨のお話も出ていますが、合格者は四名ですから、統計的にはあまり意味がないわけです。

ただ、四名だけを個別に見ると、適性試験の善し悪しとは関係がなくて、小論文試験の善し悪しと合否とも関係がなくて、在学中の成績とも関係がなくて……。

阿部 面接は。

鶴藤 面接も関係はないようでした。

阿部 じゃなんで受かってしまったのか。

鶴藤 だから、関係ないんですよ、本当に。

だから、今回の司法試験に絶対受かるだろうと思っていた者が受かっていたのは事実ですけれども、この学生は初回では受からなだらうな、と思う者が受かってしまった。

椽川 ただ、よその大学でも、もうちょっと母数の大きい大学の話を伺うと、学内成績と合格率の間に統計的には有意な相関が出ているのですね。つまり、学内成績がいい者はやっぱり合格者の割合が大きくなっているようです。大学院での成績については上位二〇%の者が八割合格、下位二〇%の者は八割落ちています。大きなところの話を聞くと大体そうなっているということです。

鶴藤 それは確かにそうなんでしょう。ある大学、数十人合格者を出した大学の先生と話をしてみますと、まるで選挙の票読みのように、これこれの人数が受かるはずだったけれども、ふたを開けてみたら、予想した者のうち二人落ちて、あとは予想通りであったとおっしゃる。そこまで厳密に予想できる大学もあるようでした、そういう話になると、発端の話に戻るのかもしれませんが、どうやって日頃から成績評価をして、受かる、受からないというのを判断していくのか、ということになるのだろうか

思うのです。

丸山　　ということは、我々の成績評価の仕方に多少修正すべき点があるのではないかということなのかもしれないですね。

阿部　　一〇人の結果はまだ出てないでしょう。

丸山　　マイナスでもないわけですね。

阿部　　まだわからないですね。

鈴木　　入り口の段階で、この学生は伸びるかどうかということの判断は、何を重視したらいいか。適性か、あるいは在学中、在学中というのは、卒業のときの学部での成績か、あるいは小論か、面接か。本来は、面接で選別するのが一番いいのかもしれませんが、全部見た上でやるわけですから。

私は、日弁連法務研究財団の、あの三つに分けた点数、小文を読んで分析する能力とか、何か三つに分けていますよね。あれと、法学部出身でない人は、どちらかという適性のほうのそういう点を私は重視しているんですけれどね。

法学部出身の場合には、あんまり当てにならないかもしれないけれども、卒業したときの大学の成績の法律の評価の、私は民法のほうを重点に、民法がいいか悪いかという観点から見えています。

小論は、こちらはもう大体定型的に決まっていますから、あれが起承転結的にうまく書いていけば非常にいいんだけど、なかなかそういう学生は少ないです。

栗田　　適性試験に、表現力の問題がありますね。あれは採点されておらず、点に入っていないのです。各

大学で採点してくれということです。だから、大学では非常に利用しにくいですね。利用の手間がかかりすぎてできないのです。だから、あの問題に本当に意味があるならば、学内でもう一回表現力のテストをやる意味があるかなということは考える必要があります。

鶴藤

本来、書類審査の段階で、志望理由とか、文章で書かせていますよね。あれ、わざわざ長い文章を二つ書かせるわけですけども、あそこで文章力、表現力を見ようということもあつたはずなのですが、あれ、「ワープロでも可」ということになっていいるせいかな、何度も推敲を重ねて、しかも人に見てもらっているらしくて。

鈴木

志望理由では差がつかないですね。

鶴藤

つかないですね。それこそ、統計的でも何でもなくて、直感的でしかないのですが、最後の合否判定の場で見ていると、書類審査の点数と、適性試験の点数、小論文の点数とが必ずしも一致していないことが多い。何でこの人、こんなに上位に落ちちゃっているんだろうと思つて見ると、書類審査の評価だけがべらぼうによかったり、ということがあるわけですよ。

鈴木

ですから、私なんかは一年生を担当しないからわからないんですけども、一年生の成績が非常に悪い、論文の体をなしていない学生がいるということをよくお聞きするものだから、なんでその人が通つてきちゃったんだろうと思つたんですね。

鶴藤

それはもう、入学試験の小論文の試験で、本当に文章が書けている人というのは、一握り、という事実があります。にもかかわらず、結果としては合格させてしまつているという者が多い。だから、

今後どういふふうに移していかかわからないですけれども、実態として、ちゃんと文章を書ける者だけを合格させようと思うと、今の募集定員は、それこそ某大学ではないですが、多いわけです。今の学生集めということというのと、本当に実力のある者は、来てくれないということが、私の実感ですね。

丸山 一期生とそれ以下との差はあるわけでしようかなり。

鶴藤 しかし、その一期生の既修者ですら、今回、四人しか合格しなかったという現実を踏まえる必要があると思うんですね。私は、入学したときの彼らの実力を見たときに、一年間の履修を終わつたところで、一五人のうち、初年度で受かるのは五人前後じゃないかと言つていたのですけれども、まあ、あれは根拠があつたわけではなくて、できる、できないという大雑把な振り分けをして、五人程度というふうに感じていただけ。

丸山 そうですね。入り口の問題もあるし。結果が悪いことの原因はどこなのか。教育も悪かつたのかという、そういう反省はしなければ。

阿部 それは反省しなければいけないと思うのです。学生ばかりに問題があるというわけではないでしょうしね。

森田 一つ気になるのは、これは僕の正確な認識かどうかお伺いしたいんですけれども、もともと、国際人権と地方自治を本学の売りにしてきて、一年目ないし二年目ぐらいまではわりとそういうような関心で、そう悪くない人が入ってきたという感じはあるのですけれども、去年あたりから、どうも、そ

ういう関心の人がいなくなってきたかなという、単純に学校の序列で、なんかこの辺のレベルの人が入ってきちゃったという雰囲気があつて、その辺はいかがでしょうか。

椽川 入試相談会でも、そういう分野について関心がありますというような形で受験相談してくる人ってほとんどいないですね。以前はかなりいましたけれども。

丸山 つまり、法曹としての、一種の使命みたいなものを漠然とでも感じながら、こうなるんだというのではなくて、学校の延長線上で、その大学の上にある学校に行くという、そういう発想が強くなつて、特に新規参入組の中には、若手が多いので、ただ大学の延長線上にある大学院へ来たという感じですよ。

鶴藤 それはやっぱり、合格率の問題とつながっていると思うのですけれどもね。最初の頃つて、司法試験を受ければ、ある程度受かるのだろうという期待がありましたから、特に法学部外の出身者には、そうした人権問題であるとか、地方自治の問題に関心を持っている人も多かつたように思うのです。ところが、合格率はそれほど高くはないのだと、全体として低いのだということが、だんだん明らかになるにつれて、やはり、法学部外の人が法科大学院を受験して、法科大学院に行つて、その後司法試験を受けて、それでもし受からなかつたらどうするのだと、二の足を踏むということが非常に増えてきたのでしょうか。その意味では、やっぱり、法学部出身者であるとか、あるいは司法試験浪人であるとか、そういう受験生が増えてきてしまつて、彼らの場合は、司法試験は、その自分の出自との関係ではその延長線上にありますから、あまり強い社会的な関心を持って受験に来ているわけではな

い、というところにあるのではないでしょうか。まあ、全部の受験生がそそうだというわけではなくて、もちろん、きちんとした問題意識を持ってきている者もたくさんいるだろうとは思いますが、相対的には、以前に比べると、問題意識を持って来ているだろうな、とこちら側は受け取れなくなっているというのは、今申し上げたようなところに理由があると思っています。

丸山 日常的に話をしても、社会的な関心を持っていろいろ議論をするという学生は減りましたね。

法律的なテクニカルな問題を話すというものが多くなっているような気がします。

矢口 入試制度として、三割の社会人等多様性の確保という枠づけがありますね。それについては、我々は特別なことはしなくても大丈夫と考えたわけですね。ところが、いまのお話ですと、かなり法学部出身者が、しかも若い人が増えていて、他方他学部等から来る人は減ってきたわけですね。ということになると、社会人をはじめ多様性確保のために、例えば別枠にして制度として考えなくてはいけないというようなところまで来ているのかどうか。そういうように、学生の質がだいぶ変わっているということから、今度、教育の仕方が変わるのかどうか。そういう問題が出てくるのではないかと思うのです。

鈴木 第三者評価機関では、厳密に判断しますかね。

矢口 そうすると思います。

栗田 ただ、全体としてはその母数は減るだろうということですよ。ここだけ出なくて、全体として。

丸山 最初の司法制度改革の多様な人材の確保ということ自体が後退してしまっているわけです。という

のは、何を言っても合格率の問題だと思えます。だから、出し方と定員枠、これを操作しない限りは、社会人が入りにくい状態がずっと続くわけですから。我々ができるのは、出すところで絞るか、定員を絞るかしかないと思われませんが。

阿部

大手のロースクールは責任が大きいと思えますよ、入り口のところを絞るという意味では。我々が一〇人絞ると、早稲田や東大が一〇〇人減らすのでは、全体としての影響が全然違うのです。今のままで制度が推移すれば、統計学的に言っても、七〇八割の合格率を出せるロースクールは、あってもほんの数校しかありえないわけです。その中に早稲田や東大が入るという保証はないわけですね。ですのでそこは、やはり制度全体の内容として議論しなければいけないということだと思っております。

むろん神大としても五〇人という数を考え直すべきでしょうね。少人数教育と銘打っているのですから、せめて四〇人、できればもっと少なくてもいいかもしれません。

鈴木

そうすると、入り口の段階で、一年生のときの内容を見て、なんでこんな人が入ってきちゃったんだろうという人が出てきた場合には、やっぱり、この資料を検討して、将来のために何らかの評価をしておかなくてはいけないですね。

丸山

ただ、今度二年になる連中は自らの意思でやめる人もいますから、その理由はいろいろで、合格率の状況とか、自分の一年間勉強した結果を踏まえて、やめるという傾向が出てきているので、それら自らの判断を促すようなやり方でやっていくと。

安達

そういう意味では、入学後の一年次の成績評価を厳しくすることによって、進路について自分で、

自己反省する機会になれば。

鶴藤

しかし、それは難しいんです、一年生を実際に担当している者からすると。私は後期からの担当ですから、ある程度厳しくしてもいいかな、とは思っているのですが、前期くらいですと、まさに他学部出身者で初めて法律学に接する者が、わずか3カ月で定期試験を受けなければいけないということになって、やっぱりそこでの躓きというのは、ある程度、大目に見てやる必要はあるかもしれないと思っております。自分が大学生の頃を思い出すと、やっぱり一年生の時というのは、どこを向いているのかわからないような学生でしたから。化け始めるのは二年生からじゃあないかと、そんな気はするんですね。法科大学院ですから、問題意識がはっきりしているはずですから、もっと早くに化けてほしいというのはありますけど。でもやっぱり、一年生の前期の定期試験だけで判断するというは、非常に難しい。とすると、後期のところから徐々に絞りを上げていくという形ではなからうかという気がするので。

安達

三年間しかないわけですからね。一年目というのは大事なんです。

丸山

だから、実際論から言ったら鶴藤さんのような感じも持ってしまうのですけれども、あまりに落す人は、やっぱり資質に欠けている面もあるんじゃないかと。

安達

他学部出身者の数を確保する必要もあるという意味で言うと、入り口段階で他学部出身者向けの説明会をするということと、それから、法律の答案の書き方がわからないという学生が多いですから、何らかの手当てを、一年次の最初の段階でする必要があるかなと思っております。

阿部

そうなんです。そこで、アカデミック・アドバイザー制度を用意しており、筈川さんの役割が年々大きくなってきていると思います。実際に、授業で文章の書き方を懇切丁寧にやるということ、ましてや答案の書き方までやるということは難しいことが多いので、勢い、筈川先生のところ、ということ、筈川先生もすでにかなり過重負担になっていますが。大学によつては、答案練習というわけではないですけれども、アカデミック・アドバイザー的な存在をもう少し増やしているところもあるのではないかと思います。神大も、特に未修者で、最初の段階で真つ暗なトンネルの中に入ってしまったとか、授業に全くついていけないような人を救い出す意味でも、少し、教員以外の、アカデミック・アドバイザー的な存在をもうちょっと充実させなければいけないという気はしているのですけれどね。

安達

それはぜひとも必要だと思えます。

丸山

文章の書き方については、他大学の例でいくと、IT教育の中で文章の書き方をやっているところもあるようです。

阿部

そつちのほうがいいかもしれない。

丸山

鹿児島大学もやっているんですけれども、名古屋もそうですし。掲示板の中で文章を書かせて、教員が余力があれば訂正するし、学生同士で訂正するという、そういうやり方もやっているみたいです。

椽川

中村先生が e-ラーニングシステムに作って下さった、サブノート・システムは、もっと活用したいと思えます。

安達

それもやっぱり、個々の教員がかなり大変になりますので、できれば、アカデミック・アドバイザーの人数を増やして、そういうことをやっていただくというのは必要だと思います。

阿部

適材がいればすぐに、と思いますけれども。

事務所でもできるようになれば、若手の人にそれも含めてやっていただくことができるかもしれない。

安達

中には、優秀でも答案の書き方だけまずいので、伸びないという人がいるんです。

丸山

それもいます。

とりあえず、入り口で、我々が審査する能力、どうすればいいかということを考えなくてはいいかないと思いますが。

椽川

入試のところで、やはり我々のほうから能動的にコントロールしていける事柄というのは少ないと思うのです。そもそも入試というのは向こうから人が来ちゃうわけですから。せいぜい、まずいところを直すぐらいしか、たぶんどきない。

鈴木

だから、なんでこんな人が入っちゃったんだろうという人の資料を再点検する必要があるのではないかと。それでもって、何かヒントを得ると。

椽川

しかも、直すところといたら、定員のところか、あとは小論文の出題内容と、採点の方法ぐらいですね。その採点の部分がいまかなり大雑把ですから。

丸山

もう少し突っ込んでやるとか。

椽川

ですから、採点区分をもっと細かくする。そういうところはまだ考える余地があるかもしれません。

学生評価——出口の問題

丸山

出口はどうか。

鈴木

出口が問題ですよ。評価枠に絡みますからね。

ただ、演習の場合には、とにかく平常点が六割ということになっていきますよね。あれも評価の仕方が非常に難しく、私は、レポートを何回か書かせて、平常点はその平均点プラス α としているのですが、名前を覚えている人は調整できるのですけれども、悲しいかな、名前のわからない人は調整できないので、写真つきの名簿をつくってほしいということをやっていたのですけれども。ただ、演習のときに、その予習として書かせるレポートというのは、みんなうまく書いてきちゃうんですね。出し方も悪いので反省しているのですが、結局は、過去の判例から出すと、結局検索されてしまっただから、問題の出し方も考えなくてはいけないなということをつくづく思っています。しかし、文章を書く能力は、何回か、五回出せば、それなりに実力はついてくるかなと思っレポートを書かせて、その平均点プラス調整で評価してきました。

調整というのは、結局は、授業でどのように発言して、どういうふう積極的に授業をリードしてくれたか、あるいは、どのように盛り上げてくれたか、あるいはどんな意見を言ってくれたか。これ

鶴藤

は評価しにくいですね。非常に難しい。

発言内容の評価というのは難しいですね。ましてや、積極的かどうかという話しになってしまふと、単純に声がかいかどうかだけになつてしまふ可能性もあつて、寡黙であるということとは、ひよつとしたらよく考えていて、できる人というののもいるでしょうし。そうなると、書かせてみるというのは、一つの方法なんだろうと思うのですけれども、例えば、発言ならば、発言の回数で加点していくという方法もあるかと思いますが、レポートの場合は、こちら側が考えている水準というのも、客観的で一義的では必ずしもない。やはり、感覚的に、せいぜい三段階か、四段階程度にしか分けられないというところがあるんですね。

丸山

だけど、近藤先生は結構細かくやつておられるんじゃないですか。

近藤

そうですね。ですから、いまひとつ実感がわかなくて、その、評価は簡単ではないかと。

要するに、自分の感覚で、本当にいいことを言うなというか、それほどでもないというか、黙っているほうがまだましだというのがあると思うのです。先生方も一瞬のうちにそれは感じておられると思いますが、私はそれを点数に反映させるということです。

あと、先生方はもしかししたら、学生を当てていらつしゃるのかもしれないと思うのですが、私の場合は当てません。点が欲しい人はいい発言をすればいいし、5がいらぬなら黙ってればいい。あと、演習は、法律問題について議論する能力を鍛え、また、その能力を評価する講義だというのが私の認識ですから、発言しない者に点をつける必要はないと考えています。

丸山

しゃべる能力も一つ、弁護士として必要な資質だから、それは意味があるんじゃないかと思うのです。

鶴藤

ここから先の私の発言は、カットしてもらった方がいいかもしれませんが、これは感覚として、私の妬み、ひがみ根性から申し上げることになるのかもしれないですが、やっぱり、与えられている科目数と、その法典の条文数との関係でいくと、どうも、カリキュラムの中で、刑事法はゆとりがあるように見えるのです、民事法に比べると。しかも、民事法は、全く予測のつかないところからの司法試験の出題という可能性も高くなっていて、しかし、基礎をきちんとやらざるを得ないということになると、講義科目の場合には、どうしても時間を詰めて、学生たちに考えさせなければならぬわけで、そこに、ゆとりを持って学生達に時間を与えてしゃべらせるといふことまでやるとなると、こちら側が、ここまではきちっと押さえておいて欲しいということの半分も進まないわけです。途中の矢口先生からの御発言で、結局講義形式にならざるを得なかった、というお話があったと思うのですが、講義形式にならざるを得ないですし、講義形式でどんどん進めていっても終わらないですね。

例えば、私の場合、一年生の後期半期で民法、債権ですけれども、その総論と各論、不法行為までを含めて、これをやり終えなければいけないわけです。とうてい、学生で双方向でとか、議論をしてということ、毎回していたのでは、終わらない。

演習に関して言えば、新しい問題も含めて、問題点を絞って、例えば「判例はこうなっています」

ということだけを、学生とやって、なぜこうなるんでしょうと、学生達にしゃべらせるだけで時間をつぶすのであれば、それは楽です。しかし、そういうわけにはいかない。例えば、安全配慮義務なんて、古くて新しい問題がありますけれども、あそこで最高裁が言っている安全配慮義務の根拠というのは、それだけ読んでいても、わかるようでわからない。もっと債務不履行の全体構造との関係で、理屈付けるところから始めて、なぜ不法行為で処理するのではないかと、債務不履行なんだと、あるいは、労働力の提供の場面だけでなく、例えば学校の設置管理の場面であるとか、そういうところにもまで拡大していった方がいいのか、いけないのかという議論までするときには、やっぱり基礎的なところと結びつけてやらないといけない。その前提の部分までやろうとすると、演習の場合も、一回の時間は足りなさ過ぎる。

もう一つは、民事法の科目については、ごく限られた教員の人数で、全部を回すということが、もはやちょっと追いつかなくて、パンク状態にあるところもあって、それで話を戻すと、刑事法は、それでは、私が思っているような意味で、ゆとりがあるのでしようか。それとも、近藤先生の個人的な資質による成果なのでしようか。そのところをお聞きしたいのです。

近藤

ゆとりはないと思います。私も、講義でもそうですし、演習でもそうですけれども、民法よりは領域が少ないにせよ、やっぱり全部できないというのは、これは本当に絶対不可避の結果でして、ですから、私が目指しているのは、最初から体力をつけていただくということです。新しい問題に出会ったときに自分で考えて解決する。知らない問題についても自分で勉強の方法を見つけていくという、

その能力、体力をつけてもらおうということだけですね。ですから、時間がないということに関しては全く同じだと思うのです。

丸山 評価の問題はいかがでしょうか。

鈴木 平常点の評価というのは、授業中の発言、態度等での評価は難しいし、レポートを書かせても、その成績もそれほど当てにならないということになると、六割というのはちょっと大きすぎるのではないかと思います、あれは、設置審の基準ですか。

阿部 いえ、内部の。

鈴木 内部ですか。では、逆の六・四でもいいわけですか。

矢口 六・四を一応一つの目安として内部的に提示したんですね。なぜそういうふうにしたかというのは、要するに、演習というのは、参加をして議論をすることに意味がある授業形態と考えたからです。しかし、六・四はちょっと極端ではないかということ、私はいま五・五にしているのですけれども。とにかく、日常の勉学のほうに比重を置いて考えるということですね。

鈴木 五・五にしたら、シラバス違反ではないかと、学生から異議が出たらどうなるのですか。

矢口 シラバスにも既に五・五と書いてあります。

鈴木 五・五にしている。そうですか。

矢口 だから、六・四は、絶対六・四でなければいけないという趣旨ではなくて、一つの目安として六・四ぐらいでというふうにお願ひしたと思うのです。

鈴木 書いてあったときでも。

矢口 ええ。

鈴木 そうですか。

榎川 でも、その担当者がシラバスを出す段階で訂正すれば足りるのだろうと思います。

鈴木 なるほど、あれは内部的な問題ですね。

榎川 そうです。

安達 私も、実は平常評価でそんなに悩んでいるわけではなく、毎回、演習をやるたびに、発言の状況を

見て、内容を聞いて、終わった後で思い出しながら大まかに三段階くらいで評価しています。森田先生と一緒にいるときは、お互いに出席と発言についてはチェックしてもらっています。そうすると、その点に関してはそんなに悩んでないのです。

悩んでいるのは、レポートです。一年目のときは人数が少なかったのですが、私もレポートを出していたのです。そしてレポートは一〇点満点で採点したりしていたのですけれども、今年は人数が多かったものから、森田先生を見ていて、採点が大変そうでしたので私は断念してしまつたのです。人数が一定規模を超えてしまうと、レポートを書かせて、それを添削したりするのにかなり時間を取られますので、それは大変だなということは思いましたけれども、レポートも点数化して、採点することについては支障を感じなかったものだから、実は、私自身はあまり平常点評価には困難を感じて

いるわけではないのです。

阿部

いまの点に関連するのですけれども、近藤先生のやり方を伺っていると、確かに成績評価って、あの意味簡単にできるように思うんですね。一定の基準を立てて、それに適合しているかどうかで差別化を図れるわけで。

お伺いしたかったのは、その基準に沿って高い点数を獲得する人というのは実際にも「できる人」なんですか。例えば発言回数が多いと平常点が高くなるわけですよ。

近藤

いや、内容が問題です。ですから、ゼロがいっぱい並ぶ人もいます。

阿部

結局、刑法について現に「できる人」が、成績評価の上でも高得点になるようになっていくのか。

近藤

基本的にはそうなります。よくしゃべる人というのは、いろいろ考えてきて、いろんな悩みを自分の頭を使って解決してきている人です。だから、成績評価と、刑法についての能力は基本的にそれは対応しています。

阿部

概ねペーパーの成績と対応しているというわけですよ。

近藤

例外もあります。

間部

ちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど、本音と建前みたいな感じで、やっぱり合格してもわからないと箔がないと。学内事務所にしたって、合格者がどんどん出ないと始まらないということを考えて、一学期で、その方向で採点されて、合格した四名との相関はどうなんですか。

近藤

合格した人たちは、まあ、よく発言していたと思います。中には、発言回数がそれほど多くない人

もいましたが、その人は、一回あたりの点数が高くて最終的には上限までいっていたと思います。もちろん、いい発言をしていい点を取っていても、合格できなかった人もいました。

丸山 評価方法がちょっと問題になりましたけれども、実際に、本当に厳しくやるのかどうかということについて。

間部 私は、一期生に関しては、刑事実務は全員一生懸命やって、毎回レポート出して、採点してやったので、かなり注目して見ていたのですが、合格者との対応で行くと、上位四人が受かったという感じではないんです。そうだとすると、彼らをして合格に至らしめた要因というのは何だったんだろうというのを、彼ら自身の口から、ここの教育を振り返って語ってもらいたいというのがあって、それは既に、もう実際に実行されているんでしょうか。

阿部 教員との公式対話はないですけども、個別の話としてはあります。

丸山 学生には語っている。

間部 教員にも、ちょっとそういう機会が欲しかったかなという気はしていますね。

間接的でやるのかな。

鶴藤 見ていましたら、〇〇君は、日頃から、学者の論文も含めて、つまり他の学生達が予備校の本だとか、ああいうものだけに頼っている中で、わりとこの建物の地下の資料室にある雑誌資料なんかを読んできました。

あとほかの合格者三人は、合格しなかった学生ももう一人プラスいたんですけど、自主ゼミと称し

て勉強していたグループです。必ず出席したのが合格した三人だったようですね。じゃあ、自主ゼミをやったら合格するのか、というので、最近、学生の間で自主ゼミが流行りだしたのですけれども、この三人プラス一人がやっていた自主ゼミというのは、普通の教科書ではちょっと書いていないような、理論的な問題を、自分たちが疑問に思ったら、徹底的に追究していく自主ゼミだったので。ですから、「ここから先は教科書にも書いてない、よくわからないから来てくれ」ということで声をかけられたりもしました。

ということと言うと、やっぱり、詰めて、詰めて、きちんと考えていた者が、最終的には合格をした、というふうに私は受け取っています。表面的にさらっと覚えて、まとめる能力だけをつけようとしていた学生というのは、受からなかったという感じの方が強いです。

そういう意味では、今年卒業する人の中で、法学部出身者ではないのですが、入って来てしばらくは、非常によくできて、期待をしていたんですけれども、どんどん精彩を欠いてしまって、ただの人になった人がいます。私の中ではです。卒業判定の資料の上では、ただの人でもなくて、成績は優秀だったのですがね、全体の評価の中では。でも私の中ではただの人になってしまった。彼なんかは、入って来た頃の方が、もっと視野が広くて、きちんと考えてもいたのですが、最近是非常に狭い枠の中で、どうまとめるかというように発想に凝り固まってきてしまっただけです。

阿部 最近というのはいつごろから始まりましたか。

鶴藤 もう二年次の後半ぐらいからですね。

鈴木

私の四人の評価というか、授業内容を見てみると、三年生の後半ごろからは、授業で議論して一段落した後でも、納得しないと積極的に発言して、問いただしてきていましたよね。だから、恐らく、自分で考える能力が出てきたから、みんなが言っているのはどうも納得できないから、もうちょっと自分が納得したいから積極的に発言するというような段階に来ていた、というような感じを受けますね。ですから、そういう状態になったら考える能力がついてきたと考えるように思います。

議論が一通り終わってもどうもなんかしっくりしないから、積極的に質問したり、意見を言ったりするようになってくると、なかなか実力がついてきたような感じがする。

間部

これは二つあると思っていて、どう見たって無理だなと、もう自主的に断念してくれたほうが、採点しなければいけない人数が減っていいや、というグループと、これは伸ばして、合格させたいというグループと。浮きつ沈みつしているグループをどれだけ合格のところまで持つていけるかというのと、二つ、関心事としてあって、後者のほうですよ。後者のほうの学生が受かるために必要なプラスアルファの部分とは何か。さっき言われた、自主ゼミの持ち方の問題とか何とかという問題。

丸山

教育の面では、受かるかどうかの人たちが重要でしょうけれども、全く受かる可能性がないという人たちのグループを制度的に、合意の下でどうするか、これからの制度設計をしていく上で。それについて少し意見をいただいたほうがいいかなと思います。

椽川

法科大学院協会から配られた資料を見たら、やはり、成績評価の厳格化というのは、流れとしてはもはや避けられないという認識だと思います。それが協会のほうの認識でもある。それはまた、恐ら

く第三者評価にも当然反映してくるでしょう。それから、この間の文科省からの意見で、法科大学院は成績評価基準を統一しなさいということを言われているわけです。そういうことを考えると、落としてしまうかどうかはともかくとして、やはり、成績評価をもっと客観化された共通した基準の下で段階をつけるということはやらざるを得ないのではないかと思うのです。その後で初めて、じゃ、一番下になった人たちをどうするかという話になる。

そうするとやっぱり、平常点の点のつけ方ということと言うと、近藤先生とか安達先生の言うような、具体的に、指名するかしないかというのはまた別としても、そういうきめ細かいことを日常的にやらなければいけないというのは確かだと思います。

田口 それに関連してですけれども、同じ資料の中に、京都大学の資料が入っています、それを見ると、絶対評価をして、五段階評価ぐらいでしたか、何科目かでCとかDとかをとってしまうと、もう進級させないと、全学的に明確にしたようです。本学では進級制度を設けていませんけれども、そういう基準を設けて、一年間勉強しても十分わからなかったという人が、もう一年同じ勉強を繰り返して、それでもわからなかったらもう駄目だとしたほうが、かえって、どんどん進級させていって、混乱させるよりはいいのかなという気もしないでもないです。これも一つの選択肢かなと思います。

丸山 いまは進級制度がないがゆえに、三年で落とすと不意打ちになるので、落とすにいくという実情はあると思いますね。

間部

進級制って検討できないのでしょうか。

丸山 できるのではないでしょうか。

間部 二次次で、私が入っている刑事実務の論文でも、もう四苦八苦と思っている部分というのは、一年次から二次次に上がってくる段階で、ある程度絞られていたとすると、入学者は四九名だったとしても、進級してきた人間は三〇何人だとしたら、そこで論文を読まなければいけない数はそれだけ整理されるので、その意味では楽ですよ。

近藤 そうですね。

法科大学のこれから

丸山 最後に、法科大学院の置かれた現状とこれからをちょっと議論しなくてはいけないと思うのですが、いままでのお話の中で、既にいま法科大学院の置かれている現状というのが浮き彫りになっていると思いますけれども、最後にまとめのような形で、司法制度改革とか、新司法試験に向けて少しお話ししていただきたいと思います。

鈴木 まとめというところまではできませんけれども、先ほどもお話ししましたように、異常なスピードで司法改革が進んでいることは事実で、我々が実務で日々、仕事でも、訴訟のスピードアップ等を感じているわけですし、刑事裁判の裁判員制度に対して、最高裁がえらく力を入れているということも肌で感じていて、司法改革は、このスピードで進んでいくんだろうなと思っています。これを成功さ

せるかどうかは、結局は人の問題ですから、法曹養成の一端を担わされた法科大学院の成否にかかっている。

先ほどお話ししましたように、成否にかかっていると私は思うわけでして、ぜひ、この神奈川大学の法科大学院学生の成績評価を適性にして司法試験の合格率を高め、是非、生き残って、頑張っていて有能な法曹を輩出していただきたいと思います。

そのための内部の教育のあり方については、一年次の先生方の、本当に基礎的な部門を教える段階においては、特に純末修者なんかの学生に対しては、非常にご苦勞の多いこともわかりました。しかし、純末修者が逆に法学部出身者よりいいという場合もあるようですし、まず、最低限は、体系的に必要な最小限度のことは教えれば、司法試験は通るのだということをやっておられるのだろうと思います。

その、一年生で教えきれなかったところを、ある部分は演習授業で教えられているということに、この三年間の状況を見ていますとなっておるようでして、この演習授業で、結局は新司法試験の目指す論理的思考能力、先ほどお話しした創造的な思考能力、あるいは長文の文章を読んで事案を分析して解決する能力、というものを養うのは演習授業のようですし、それが司法試験の合格と結びついているという点も、これは事実であろうし、必ずしも、司法試験ばかり考えた授業というわけにもいかない。法科大学院の理念に従った教育をしていけば、司法試験は合格できるということを信じて、これからの法科大学院の事業を継続していく必要がある。

そして、有能な合格者をたくさん輩出していただければ、今度は、臨床、予防法学の分野で、学内事務所をつくって、その弁護士としても、私は、まだ法曹人口としては少ないからもっと多くして行って、企業法務とか、自治体とか、いろいろなところに弁護士が浸透して行って、活躍をして、法の支配を確立していくべきだろうと思いますから、そのためにはまだ法曹人口は足りない。優秀な法曹の養成が必要だろうと思いますので、そういう人材をできるだけこの神奈川大学から輩出していただいて、そして、また、有能な人材はリターンして、何年かたったら、この神奈川大学法科大学院でまた教える立場になる弁護士も養成し、あるいは、先ほどお話ししましたように、裁判官になる弁護士、あるいは過疎地で活躍したいという弁護士、いろいろおられると思いますけれども、そういうような弁護士を養成できるような事務所ができれば、将来構想としては非常にいいなど。そういうようになるように念願しております。

何といつても、制度を動かすのは人ですから、この法科大学院のこれからの社会的責任というのは、非常に大きくなる、ますます大きくなるのではないかと思えますので、私はもう身を引く立場で気軽くお話ししちゃって申しわけないですけども、これから、法科大学院を担われる諸先生方のご健闘を祈念して、きょうは、いままで疑問に思っていたこともここで解消した点もありますし、それから、将来構想も見えてきた点もありますし、非常に有益な座談会ではなかったかと思えますので、ますますのご発展をお祈りして終わります。

丸山

ありがとうございます。

永野

では永野先生、最後に。

先程の成績評価との絡みがありますが、私は単純かもしれないが、この神奈川法科大学院に入つた学生諸君、全員に司法試験に合格して法曹に成ってもらいたいと願っています。その観点から、私は、法科大学院での成績評価は、いわばその法曹になる前のワンステップ、一プロセスなのだから、資質等から見て法曹になるのは無理と判断したような場合は別として、必死に勉強に励み十分見込みがあると判断した学生については、その時の試験答案内容が少々法知識が足りなく不満足な記述であつたとしても、合格点を付けるようにしました。文科省から成績評価が甘いといった指摘があつたようですが、成績は教員としての良心に基づき自主的に誠実に判断して行つており、部外者が介入する事柄ではないと考えます。

それから、今後増員されていく法曹人口の問題ですが、東京で修習している司法修習生らから「就職難」といった言葉を耳にしました。要は、自分が希望するような法律事務所が容易に見つからない、ということなのです。これから法曹に巣立つ若者に、このような不安を与えてはならず、各弁護士会で受け入れ体制を整えるよう努力すべきと考えます。神奈川法科大学院の学生諸君もそうですが、ロースクールの学生は弁護士希望が多いと聞きます。裁判官や検察官にもなってもらいたい、裁判所、検察庁の見学をもっと充実させるなどして、学生諸君にもっと裁判官、検察官にも目を向けてもらうようにすべきではないかと考えます。

いずれにしても、神奈川法科大学院が今後多くの優秀な法曹を養成し成果を挙げられんことを心か

丸山

ら祈念しております。

ありがとうございます。

今日は、非常に有意義な議論ができたのではないかと思います。それでは、長い時間にわたつての忌憚のないご意見をどうもありがとうございます。これで終わりたいと思います。